

「沼田市中小企業・小規模企業振興会議」について

1 会議の概要

「沼田市中小企業・小規模企業振興基本条例」第 13 条の規定に基づき、振興施策を総合的に推進するため、設置します。

2 会議の役割

条例の基本理念に基づき、中小企業・小規模企業者、関係機関・団体、市等がそれぞれの役割や取組を共有し、意見交換を行うことで、全市一体となり、効果的な施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

3 会議委員

中小企業・小規模企業者、機関・団体、学識経験者、公募委員、市職員等 15 人以上で組織します。任期は 2 年間です。(再任は妨げない)

4 会議の開催予定

- 令和 7 年度 第 1 回 令和 7 年 6 月 1 8 日
 第 2 回 令和 7 年 1 0 月 頃
- 令和 8 年度以降 年 2 回程度を予定

